

人事委員会議事録（第1694回）

1 開催日時

令和4年10月5日（水）15:00～16:20

2 開催場所

兵庫県人事委員会 審理室

3 会議に出席した者

委員	田中基康	委員長
	鈴木尉久	委員
	長尾真	委員
事務局職員	古川卓哉	事務局長
	西谷智子	任用課長
	井上博尊	給与課長
	中原恵子	任用課副課長兼給与課副課長

開 会

第1号議案

議事録の承認を求める件

人事委員会議事録（第1693回）について、審議の結果、原案どおり承認した。

第2号議案

審査請求の裁決の件（令和4年（不）第3号事案）

第3号議案

審査請求の裁決の件（令和4年（不）第4号事案）

任用課長が、令和4年9月2日付け審査請求（令和4年（不）第3号事案）及び同日付け審査請求（令和4年（不）第4号事案）の各裁決書（案）を説明し、審議の結果、原案どおり裁決した。

（委員）

一般に、懲戒処分や分限処分以外であっても、法律上の効果が生じるものは地方公務員法第49条第1項に規定する不利益処分に該当する可能性があるため、各任命権者は、このことを十分に留意しておかなければならない。

第4号議案

採用選考並びに職務の級及び号給決定の件

給与課長が、知事から請求のあった採用選考（発令予定令和4年10月6日）並びに職務の級及び号給について説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

協議事項 1

職員の給与等に関する報告及び勧告の取扱い

給与課長が、本年の職員の給与等に関する報告及び勧告の取扱いを説明した。

（委員）

懲戒処分の指針を明確化とはどういうことか。

（委員）

公表ベースの処分基準をつくるべきということ。

（委員）

都道府県及び政令市では概ね懲戒処分の指針が定められているのか。

（事務局）

全数把握はできていないが、東京都、大阪府など様々な事案について網羅的に処分指針を策定しているところもある。飲酒運転など特定の事案についてのみ策定しているところもある。

（委員）

本県の飲酒運転分は自前のものか。

（事務局）

そう聞いている。

（委員）

今回、若手の給料が上がるが、ベテランは低くするということか。

（事務局）

給料表で37歳くらいまでが改定される。そこに向けて段々引上げの幅が狭くなる。50歳台の高齢層は変わらない。ボーナスの引上げは全員に影響する。

（委員）

若手は給料の引上げが大きく、年齢が高い層では給料は上がらないが元の給料が高いのでボーナスの引上げ額が大きい。40歳台だと給料の引上げもなく元の給料もそれほど高くないのでボーナスも影響が小さい。

（委員）

それに管理職手当のカットがあるのも大きいというのが実情か。

（事務局）

最近民間でも若手獲得のため引き上げている。

（事務局）

高齢期の雇用のところでは、定年条例が成立したことで職員の人事配置について丁寧にするよう指摘している。コロナでも多忙になっていることについて適正な人の配分にも触れている。教員については、育休の代替えのなり手がいないなど未配置が問題化しているので解消を強く求めている。今やっていることもあるが一筋縄ではいかない問題。管理職のカットは平成12年からで、給与決定の原則と異なるものなので人事委員会の立場として解消を求めている。

（委員）

高齢期の雇用で、定年まで働き続けられる職場環境の整備とは。

(事務局)

最終的に例えば61歳定年のときは60歳で役職定年となり、62歳から65歳までは再任用となるが、65歳まで定年が引き上がるまでの再任用の期間も含めて、60歳を超えた職員のモチベーションが落ちないように職場環境の整備が必要となる。

(委員)

定年の引上げは2年に1回なので退職がない年は採用がなくなるが、そこに触れなくてよいのかということもある。

(事務局)

定数のことになるので人事委員会としては、直接的には言及してきていない。間接的に言及することは考えられる。職員の年齢構成に関わる部分なので、任命権者として定年の引上げを前提とした採用計画を策定すべきである。

(委員)

増やすとかではなく、バランスよく配置するということもある。

(事務局)

組織を動かしていく上での適正配置という言及はあり得ると考えている。

(委員)

人事院は今年触れているので、本県では今年触れていないが来年に向けての宿題になるかと思う。

(事務局)

勧告当日は、各委員からも知事にご意見をお願いしたい。

(委員)

去年は知事の報酬を戻すべきと言わせてもらった。見合った報酬を受け取るべきと。

報告事項 1

障害のある人を対象とする採用選考試験の申込状況

任用課長が、標記試験の申込状況を報告した。

報告事項 2

任命権者が行った処分

任用課長が、教育委員会が行った4件の懲戒処分の内容及び理由を説明した。

閉 会